

## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

〔平成 7 年 12 月 19 日〕  
〔 条 例 第 6 号 〕

改正 平成 13 年 2 月 21 日条例第 3 号 平成 14 年 2 月 26 日条例第 2 号  
平成 16 年 12 月 20 日条例第 5 号 平成 18 年 12 月 26 日条例第 4 号  
平成 19 年 2 月 9 日条例第 2 号 平成 20 年 12 月 24 日条例第 3 号  
平成 21 年 3 月 26 日条例第 3 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和 45 年条例第 14 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1 週間の勤務時間）

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内において、規則で定める。

3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、規則で定める。

4 任命権者は、職務の特殊性その他特殊な事由により前 3 項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て別に定めることができる。

5 前項の場合において、職員が 2 暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、正規の勤務時間の始期の属する日の勤務とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間を超えない範囲内において、勤務時間を割り振るものとする。

第 4 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員に

については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間（以下「割振り単位期間」という。）につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上。以下この項において同じ。）の週休日を定めなければならない。ただし、職務の特殊性その他特殊な事由により、割振り単位期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、8週間を超えない期間につき2週間当たり4日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。  
（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性その他特殊な事由がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（休息時間）

第7条 任命権者は、第4条第1項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については所定の勤務時間のうちに、規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間に

においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても同様とする。

- 2 第3条第1項の規定に基づき毎日曜日及び毎土曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が第4条及び第5条の規定により割り振られた週休日に当るときは、その直後の正規の勤務時間を割り振られた日（その日が休日に当るときは、当該休日直後の正規の勤務時間を割り振られた日）を祝日法による休日とみなす。

## 第9条の2 削除

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 臨時的任用職員 福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則（平成6年組合規則第11号）で定める日数

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが、公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇で、規則でその期間を定める。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和56年条例第1号。以下「給与条例」という。)第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務時間1時間当りの給与額を減給する。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第17条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続きその他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第2号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第15条の規定は、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

2 旧条例第16条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、

「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則（平成16年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号）

この条例は、平成19年2月15日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第3号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。